

令和 6 年度 第 1 回 大牟田市地域公共交通活性化協議会

(3) 議案第 3 号
地域公共交通計画認定申請書について

＜目次＞

| | |
|---|----|
| 1. 地域公共交通計画と補助制度の連動化について | 1 |
| 2. 地域公共交通計画認定申請書 | 3 |
| 3. 大牟田市地域公共交通計画 地域公共交通確保維持事業 (地域内フィーダー系統) に関する記載頁 (補助関連部分) | 4 |
| 4. 補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表 (大牟田市地域公共交通計画別添資料) | 12 |
| 5. 地域公共交通計画別紙 | 13 |
| 6. 補助スケジュール | 21 |

令和 6 年 6 月 1 2 日
大牟田市 国県道路・地域交通対策課

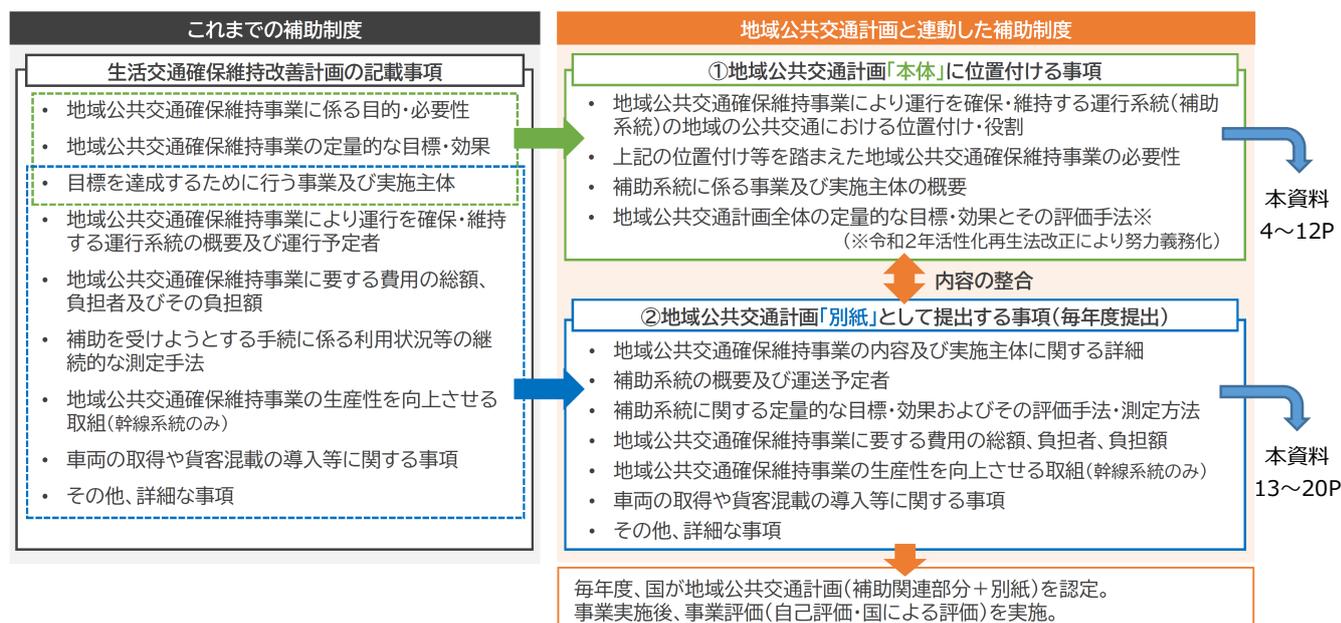
○地域公共交通計画と補助制度の連動化について

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法という）」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われました。

今後、補助事業の活用のためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等について地域公共交通計画に記載が必要であり、活性化再生法に基づく協議会等（以下、法定協議会という）における協議が必要となります。

また、これまで補助事業を活用する際に国土交通省に提出していた「生活交通確保維持改善計画」で位置付けられてきた補助系統に関する事項のうち、上記のような地域公共交通計画の「本体」に位置付ける事項以外については、計画の「別紙」として提出することになりました。別紙についても、地域公共交通計画の一部として、法定協議会における協議の手続等を経る必要があります。

新しい補助制度



○地域公共交通計画（本体）の記載内容について

補助事業の認定申請については、地域公共交通計画（本体）において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等について設定する必要があります。これまでの補助計画のように補助事業についてのみ記載するのではなく、地域公共交通計画の各記載事項の中に溶け込ませた形で記載する必要があります。

本市の地域公共交通計画では、現在の内容に加え、各補助系統の確保・維持策、補助事業の必要性、補助系統に関する地域公共交通の事業及び実施主体の概要の記載が必要となります。そのため、「補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表」を作成し、別添資料として計画本体に位置づけることとします。

※一覧表を作成し、計画本体に位置づけることについては、国土交通省九州運輸局福岡運輸支局と事前協議済です

※今後、国からの指摘事項への対応は事務局へご一任ください

参考

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

（地域公共交通計画）

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条において準用する第8条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

番 号
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大牟田市地域公共交通活性化協議会
住 所 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地
代表者氏名 会長 副枝 修

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。



大牟田市 地域公共交通計画



©2016 大牟田市
「ジャーマ坊」

2023年(令和5年)3月
大牟田市



7-3 計画目標及び指標の設定

(1) 計画目標の設定

基本理念及び3つの方針に対して、全体目標を含めて5つの目標を設定します。



(2) 計画目標に対する指標の考え方

計画の達成状況を評価するため各目標に対する指標を設定します。

<全体目標に対する指標>

●全市民・高齢者の公共交通等の利用に対する満足度の維持・向上

| 全体目標 公共交通等の利用に対する満足度の向上 | | 【全ての方針に共通する目標・指標】 | |
|-------------------------------------|---|-------------------|--------------------------|
| 【全体指標】全市民・高齢者の公共交通等の利用に対する満足度の維持・向上 | | | |
| 全市民 | ： | 令和3年度 24% | ➔ 令和9年度 30%以上(向上) |
| 高齢者 | ： | 令和3年度 27% | ➔ 令和9年度 33%以上(向上) |

本市では、基本理念・基本方針の達成に向け、関係者が一丸となって各事業に取り組むことで、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通サービス体系の構築を目指します。

地域公共交通の利用者は市民であり、市民の方々が持つ移動に対する不安に対して十分な取り組みを実践できているかを総合的に把握することが必要です。

特に高齢者は、将来の移動への不安が大きいことから、移動に対応し、体系化された地域公共交通サービスが必要です。

そこで、全体目標としては「全市民・高齢者の公共交通等の利用に対する満足度の維持・向上」を全体目標の管理指標として設定します。

※数値指標の説明

- 令和3年度に無作為に抽出した市民の方々を対象にアンケート調査を実施しています。その中で「公共交通の利用のしやすさに対する現状の満足度」を調査しており、回答者のすべてを対象（全年齢層＝全市民、65歳以上の年齢層＝高齢者）とした結果を現況値として評価を実施します。
- 本計画による目標値は、上記のアンケート調査において、人口密度が高く、地域公共交通サービスレベルが他地区よりも高い市内中心部の回答者の方々が感じている満足度まで向上させることを目標とします。

鉄道・バスなどの公共交通機関の利用のしやすさに対する満足度調査結果

| | | 満足 | やや満足 | どちらでもない | やや不満 | 不満 | 合計 | 現状 | 目標 |
|-------------|------|-----|------|---------|------|-----|-------|-----|-----|
| 大牟田市 全域 | 全年齢層 | 101 | 192 | 547 | 238 | 156 | 1,234 | 24% | 30% |
| | 高齢者層 | 45 | 93 | 218 | 102 | 59 | 517 | 27% | 33% |
| 大牟田市 中心部 | 高齢者層 | 14 | 19 | 43 | 15 | 8 | 99 | 33% | - |

※1：高齢者層は65歳以上の年齢層

※2：現状の満足度＝「満足＋やや満足」回答者数÷合計回答者数

※3：目標は大牟田市全域での高齢者層の満足度を大牟田市中心部の高齢者層の満足度へ向上

出典：R3年度 市民アンケート

<目標1に対する指標>

●地域に応じた公共交通等による人口カバー率の確保

目標1. 市民の日常生活における移動しやすいサービスの確保

●市内中心部と各地域、地域内での利用しやすい公共交通等の実現

【指標1-1】地域に応じた公共交通等による人口カバー率の確保

カバー率： 令和4年度 **78%** → 令和9年度 **78%以上(維持・向上)**

本市の地域公共交通網は、鉄道、路線バス等が中心部から放射状に広がり充実していますが、公共交通利用者は人口減少等に伴い減少傾向にあります。このような中、鉄道駅800m、バス停300mの圏域に居住する人口の割合は約8割となり、近隣市と比較しても公共交通のカバー状況は高いことが示されていますが、公共交通利用者の減少に歯止めをかけるためには公共交通を利用しやすい環境を確保することが必要となります。将来的な人口減少、コロナ禍による外出機会の低下などにより公共交通の利用者が減少し、公共交通サービスが低下して利用者数が減少するという負のスパイラルを回避するためにも、公共交通を確保していくことは重要です。

このため、市内の公共交通までの徒歩圏（鉄道駅800m・バス停〔定路線型のコミュバス・新たなモビリティ（移動手段）含む〕300m圏域）に居住する人口の維持・向上を図るため、公共交通を利用しやすい環境を確保していくことを目指し、「地域に応じた公共交通等による人口カバー率の確保」を目標1の管理指標1-1として設定します。

※数値指標の説明

- ・カバー率は鉄道駅まで800m・バス停まで300m圏域内の人口について、500mメッシュデータ（平成27年国勢調査によるメッシュ別将来人口推計結果をもとに令和2年国勢調査人口により補完）を使用してGIS(地理情報システム)により設定します（令和4年度カバー率：78%＝86,834人÷111,281人）。
- ・目標値については、公共交通空白地域における取組みを検討していく一方、現在の路線バスサービスの確保を目指し、計画期間内においては現在のサービス水準（人口カバー率）を維持していくこととし、現段階では78%を目標値としています。

●市内路線バス等の公共交通等の利用者数の確保

目標1. 市民の日常生活における移動しやすいサービスの確保

●人が集まる中心部の利用しやすい公共交通等の実現

【指標1-2】市内路線バスの利用者数の向上

利用者数： 令和3年度 **3.5千人/日** → 令和9年度 **5.2千人/日以上(向上)**

市民の日常生活における移動しやすい環境の実現を図るため、市内路線バスの維持・確保や待合環境の改善、わかりやすい中心部路線の検討や利用促進に向けた活動の実施など多様な取組みを実施します。

そこで、「市内路線バス等の公共交通等の利用者数の確保」を実現させていくことを目標1の管理指標1-2として設定します。

※数値指標の説明

- ・大牟田市を運行する路線バス（西鉄バス）の利用者数について、交通事業者からの提供データ*をもとに設定します（令和3年度実績：3,531人）。
- ※出典：大牟田市統計年鑑_10. 運輸及び通信（1日平均乗車人員より）
- ・目標値については、公共交通の利用者数の推移で示した通り、全体として公共交通の利用者が減少傾向にあり、バス路線（西鉄バス）においては、コロナ禍もあり、減少傾向に拍車をかけていることが示されています。このような中で市内路線バスの利用者数をコロナ禍以前（令和元年度）の利用者数にまで回復させていくこととし、5,200人/日以上（令和元年度実績：5,154人/日）を目標とします。

<目標1に対する指標>

●市内路線バスの収支率の改善

目標1. 市民の日常生活における移動しやすいサービスの確保
●人が集まる中心部の利用しやすい公共交通等の実現

【指標1-3】市内路線バスの収支率の改善

収支率： 令和4年度 **55%** → 令和9年度 **73%以上(改善)**

市民の日常生活における移動しやすい環境の実現を図るため、市内路線バスの維持・確保や待合環境の改善、わかりやすい中心部路線の検討や利用促進に向けた取組みの実施などとともに、学生・生徒や高齢者、障害者、妊婦等でも市内の移動がしやすくなるよう、効率的な公的支援の実施、非効率部分の効果的な見直しの検討など、様々な取組みを実施しながら「市内路線バスの収支率の改善」を図るため、目標1の管理指標1-3として設定します。

※数値指標の説明

- ・大牟田市を運行する路線バス（西鉄バス）の収支率（経常収益÷経常費用）を交通事業者からの提供データをもとに設定します。
- ・目標については、公共交通の利用者数の推移で示した通り、全体として公共交通の利用者が減少傾向にあり、バス路線（西鉄バス）においては、コロナ禍もあり、減少傾向に拍車をかけていることが示されています。このような中で市内路線バスの収支率をコロナ禍以前（令和元年度）の収支率にまで改善することとし、73%以上（令和元年度実績：73.3%）を目標とします。

大牟田市路線バス 事業収支率算出表

| 路線名 | 経常収益A (千円) | 経常費用B (千円) | 収支率 A/B | |
|---------------------|---------------|---------------|--------------|----|
| 令和4年度 (R3.10-R4.9) | 154,733 | 282,510 | 54.8% | 現状 |
| 令和元年度 (H30.10-R元.9) | 213,449 | 291,325 | 73.3% | 目標 |

7-6 事業内容・実施主体・スケジュール

| 【事業1 (継続)】 市内路線バス等、公共交通の確保 | | 【基本方針への対応】 | | | | |
|---|---|------------|----------------------------------|-------|-------|-----|
| | | 基本理念 | 基本方針1 | 基本方針2 | 基本方針3 | |
| | | 【目標への対応】 | | | | |
| | | 全体目標 | 目標1-1 | 目標1-2 | 目標2 | 目標3 |
| 【課題への対応】 | | 課題1-① | 中心部の輸送効率の向上 | | | |
| | ● | 課題1-② | 効率的な公共交通網の形成 | | | |
| | ● | 課題1-③ | 通勤・通学や高齢者の移動への対応 | | | |
| | | 課題1-④ | 公共交通空白地域等にあった適切なサービス検討 | | | |
| | | 課題1-⑤ | 待合環境の改善 | | | |
| | | 課題1-⑥ | 多様な交通手段の連携 | | | |
| | ● | 課題1-⑦ | 都市のコンパクト化に対応した公共交通網の形成 | | | |
| | ● | 課題1-⑧ | 公的資金の効率的・効果的活用 | | | |
| | | 課題1-⑨ | 新設事業の積極的活用 | | | |
| | | 課題2-① | 周辺市町との公共交通網の確保 | | | |
| | | 課題2-② | 鉄道とバス等の接続改善 | | | |
| | | 課題2-③ | 交通結節点での乗継案内、乗継環境の改善 | | | |
| | | 課題2-④ | 広域交通拠点（新幹線駅）へのアクセス向上 | | | |
| | | 課題2-⑤ | 観光移動への対応 | | | |
| | | 課題3-① | 公共交通の利用機会の創出、利用促進 | | | |
| | | 課題3-② | 全ての市民の外出機会・健康行動の創出 | | | |
| | | 課題3-③ | 新たなモビリティ導入を行った地域に対する仕組みづくり・担い手確保 | | | |
| | | 課題3-④ | ICT技術の積極的活用 | | | |
| | ① 取組み方針 | | | | | |
| | <p>学生・生徒や高齢者、障害者、妊婦等でも利用可能な市内の移動がしやすくなるよう、幹線軸（国道208号のバス路線等幹線となる路線）につながる支線軸（山間部等の地域を運行する路線）を確保するためには、市民・事業者・行政の連携が不可欠であり、それらの取組みも図りながら事業を進める</p> | | | | | |
| ② 取組み内容 <●具体的な検討> | | | | | | |
| (1) 効率的な公的支援の実施・非効率部分の効果的な見直し検討 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・非効率な路線のうち、地域間幹線を補完し、維持・確保が必要な路線について、効果的な公的支援を実施、ただし状況の変化に応じて対応を検討 ・区間別や時間帯別の運行便数、利用状況を踏まえ、運行区間や時間帯の効率化等の検討・実施 ・効率化等を検討・実施していく上では、「事業11」と連携した取組みの検討も実施 <ul style="list-style-type: none"> ●早急な補助金抑制策等の検討 交通事業者との協議の上、効果的な運行水準の検討・確保を図る 上官線（25番系統）、吉野線（55番系統） ●継続的な運行補助抑制策等の検討 交通事業者との継続した協議を実施し、効率的な公的支援の実施・非効率部分の効果的な見直し検討を図る 地域間幹線系統：大牟田市内線（2・4番系統）、上官線（25番系統）、吉野線（55番系統） 地域内フィーダー系統：大牟田市内線（1番系統）、米の山・黒崎団地線（10番系統）、上官線（16番系統）、米の山・黒崎団地線（18番系統）、吉野線（57番系統） ●その他事業との連携によるあり方の検討 空白地域・運行区間見直し・今後減便が見込まれる路線等への地域住民・交通事業者と連携した取組みの検討 | | | | | | |

| | | | | | |
|------------------------------|------------|-------|-------|-------|-----|
| 【事業1(継続)】 市内路線バス等、公共交通の確保 | 【基本方針への対応】 | | | | |
| | 基本理念 | 基本方針1 | 基本方針2 | 基本方針3 | |
| | 【目標への対応】 | | | | |
| | 全体目標 | 目標1-1 | 目標1-2 | 目標2 | 目標3 |

② 取組み内容 <●具体的な検討>

・本取組みの対象とする市内の地域公共交通の検討の方向性を整理した対応表

| 位置づけ | 系統 | 役割 | 検討の方向性 |
|--------------|---|--|--|
| 都市間 幹線交通軸 | 地域間幹線系統 各鉄道路線など 九州新幹線、JR鹿児島本線、西鉄大牟田線、高速船(三池港～島原港) | 市内拠点から市外への広域交通を担う | (その他の施策と連携【事業6】など) |
| | 地域間幹線系統 路線バス 大牟田市内線(2・4番系統)、上官線(25番系統)、吉野線(55番系統) | | ●早急な補助金抑制策等の検討 交通事業者との協議の上、効果的な運行水準の検討・確保を図る ●既存の補助路線における抑制策等の検討 交通事業者との継続した協議を実施し、効率的な公的支援の実施・非効率部分の効果的な見直し検討を図る |
| 地域内 基幹交通軸 | 地域内フィーダー系統 路線バス 大牟田市内線(1番系統)、米の山・黒崎団地線(10番系統)、上官線(16番系統)、米の山・黒崎団地線(18番系統)、吉野線(57番系統) | 主に大牟田駅を発着地として、市内並びに近隣市町の各拠点を連絡する | ●継続的な運行補助抑制策等の検討 交通事業者との協議の上、効率化に向けた運行水準等の見直し検討を図る ●既存の補助路線における抑制策等の検討 交通事業者との継続した協議を実施し、効率的な公的支援の実施・非効率部分の効果的な見直し検討を図る |
| 生活交通軸 | 生活支援系統 市内タクシー 倉永生活循環バス 三池サンキューバス 玉川のりあいタクシー その他既存リソース(施設送迎運行) | 主に公共交通空白地域等の市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点(施設)に接続する | ●その他事業との連携によるあり方の検討 空白地域・運行区間見直し・今後減便が見込まれる路線への地域住民・交通事業者と連携した取組みの検討 |

※なお、上記の地域間幹線系統、地域内フィーダー系統、生活支援系統の路線については、国の生活交通確保維持改善事業を活用し、持続可能な運行を図る。

<大牟田市の地域公共交通網>



第8章 計画の推進体制

8-1 進捗管理

本計画は、各施策の目標値を設定し、達成状況を見ながら計画の進捗状況を管理していきます。計画4年時点には最終評価を行い、計画5年時点で次期計画策定に向けた検討を進めていきます。

| | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|---------|---------|------|------|--|------|
| 計画掲載事業 | 事業検討・実施 | | | | |
| 計画の評価 | 進捗管理 | 進捗管理 | 進捗管理 | 進捗管理 ▽効果検証 ▽社会・地域情勢等を踏 まえた課題の洗い出し | 最終評価 |
| 次期計画の検討 | | | | 事業検討・実施 | 計画策定 |

PDCA

計画の推進と目標達成に向けて、Plan（計画立案・評価指標の設定）、Do（計画の円滑な実施）、Check（目標の達成度評価・課題の整理）、Action（評価・改善の妥当性検証）のPDCAサイクルに沿って、毎年度、継続的に進捗管理を行います。なお、必要に応じて計画の見直しも行います。



※なお、PDCAサイクルに沿った進捗管理は、事業者、行政のほか、地域公共交通活性化協議会においても行います。

8-2 計画の改定

本計画は不変なものではなく、社会情勢の変化や関連計画の見直しなど、必要に応じて見直しを行います。

施策の展開スケジュール（計画期間）についても同様に必要に応じて見直しを行います。

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

| 実施主体 | 運行系統名 | 起点 | 経由地 | 終点 | 運行の様相 | 補助事業の活用 | 役割 |
|-------|--|----------|--------------|----------|-------|---------|----------------------------|
| 交通事業者 | [米の山・黒崎団地線18番系統] 西鉄大牟田営業所～新栄町～黒崎団地前 | 西鉄大牟田営業所 | 大牟田駅 | 黒崎団地前 | 路線定期 | ライダー補助 | 市北西部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [米の山・黒崎団地線18番系統] 大牟田駅～新栄町～黒崎団地前 | 大牟田駅前 | 新栄町 | 黒崎団地前 | 路線定期 | ライダー補助 | 市北西部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [米の山・黒崎団地線18番系統] 新栄町～手鎌～黒崎団地前 | 新栄町 | 手鎌 | 黒崎団地前 | 路線定期 | ライダー補助 | 市北西部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [米の山・黒崎団地線10番系統] 西鉄大牟田営業所～市立病院～普光寺 | 西鉄大牟田営業所 | 市立病院 | 普光寺 | 路線定期 | ライダー補助 | 市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [米の山・黒崎団地線10番系統] 西鉄大牟田営業所～大牟田駅～米の山 | 西鉄大牟田営業所 | 大牟田駅 | 米の山 | 路線定期 | ライダー補助 | 市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [米の山・黒崎団地線10番系統] 大牟田駅～普光寺 | 大牟田駅 | 普光寺 | 普光寺 | 路線定期 | ライダー補助 | 市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [米の山・黒崎団地線10番系統] 大牟田駅～米の山 | 大牟田駅 | 米の山 | 米の山 | 路線定期 | ライダー補助 | 市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [米の山・黒崎団地線10番系統] 西鉄大牟田営業所～大牟田駅～普光寺 | 西鉄大牟田営業所 | 大牟田駅 | 普光寺 | 路線定期 | ライダー補助 | 市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [上宮線16番系統] ゆめタウン大牟田～笹林～倉掛 | ゆめタウン大牟田 | 笹林 | 倉掛 | 路線定期 | ライダー補助 | 市南部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [上宮線16番系統] ゆめタウン大牟田～笹林～万田坑 | ゆめタウン大牟田 | 笹林 | 万田坑 | 路線定期 | ライダー補助 | 市南部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [上宮線16番系統] 大牟田駅～笹林～倉掛 | 大牟田駅 | 笹林 | 倉掛 | 路線定期 | ライダー補助 | 市南部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [大牟田市内線1番系統] 西鉄大牟田営業所～三池中町 | 西鉄大牟田営業所 | 大牟田駅 | 三池中町 | 路線定期 | ライダー補助 | 市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [大牟田市内線1番系統] 西鉄大牟田営業所～久福木団地 | 西鉄大牟田営業所 | 大牟田駅 | 久福木団地 | 路線定期 | ライダー補助 | 市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [吉野線57番系統] 西鉄大牟田営業所～新大牟田駅・大牟田病院前～西鉄大牟田営業所 | 西鉄大牟田営業所 | 新大牟田駅・大牟田病院前 | 西鉄大牟田営業所 | 路線定期 | ライダー補助 | 市北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [吉野線57番系統] 西鉄大牟田営業所～橋交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院 | 西鉄大牟田営業所 | 橋交差点・大牟田病院前 | 大牟田市立病院 | 路線定期 | ライダー補助 | 市北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |
| 交通事業者 | [吉野線57番系統] 大牟田市立病院～橋交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院 | 大牟田市立病院 | 橋交差点・大牟田病院前 | 大牟田市立病院 | 路線定期 | ライダー補助 | 市北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 |

(備考)

・上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。

令和6年6月12日

(名称) 大牟田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大牟田市では、九州新幹線を始めJR鹿児島本線や西鉄天神大牟田線の鉄道を中心に、路線バスなどが補完する形で公共交通ネットワークが形成されている。特に路線バスは通勤、通学、通院、買い物など地域住民の身近な交通手段として市民生活を支えるとともに、市内の地域間をつなぐ交通ネットワークとして重要な役割を担っている。

しかしながら、交通手段の多様化、自家用車の普及拡大、人口減少等の影響により路線バスの利用者は年々減少しており、収支も悪化している状況である。

このような中、平成30年3月に「大牟田市地域公共交通網形成計画」を策定し、将来に向けた市内外の移動の維持・確保に向けて事業に取り組んできた。

令和5年3月には「大牟田市地域公共交通計画」（以下、「交通計画」という。）を策定し、基本理念である「誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通サービス体系の構築」を目指し、利用促進や公共交通空白地域への対応などを進めている。

将来に向けて、交通計画の全体目標である「全市民・高齢者の公共交通等の利用に対する満足度の維持・向上」を図るには、各公共交通機関が持つ運行特性や役割に基づき、相互に連携し、補完することが必要であり、特に本市内の移動を支える米の山・黒崎団地線（10番・18番系統）、上官線（16番系統）、大牟田市内線（1番系統）、吉野線（57番系統）の重要性は高く、地域公共交通確保維持事業を活用し、安定的に維持・確保を図る必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

定量的な指標として、大牟田市地域公共交通計画の全体目標である「全市民の公共交通等の利用に対する満足度」※1の向上に加え、「フィーダー補助路線の利用者数」の増加を目標値として設定する。

令和5年度については、満足度30.2%、利用者数1,047人/日であり、引き続き満足度の維持・向上及び利用者数の増加に努めていく。

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 全市民の公共交通等の利用に対する満足度※1 | 26% | 27% | 28% | 29% | 30% |
| フィーダー補助路線の利用者数※2 | 1,120人/日 | 1,204人/日 | 1,288人/日 | 1,372人/日 | 1,456人/日 |

※1：市内中心部の方々が感じている公共交通等の利用に対する満足度まで向上させることを目標とし、段階的に年1%の向上を目標とする。

※2：大牟田市地域公共交通計画では市内路線バスの利用者をコロナ禍以前（令和元年度）の利用者数である5,200人/日以上まで回復させることを目標としている。フィーダー補助路線（1.10.16.18.57番系統）の利用者数は全体の約28%であり、その割合に応じて増加させていくことを目標とする。

(2) 事業の効果

米の山・黒崎団地線（10番・18番系統）、上官線（16番系統）、大牟田市内線（1番系統）、吉野線（57番系統）を維持することにより、沿線住民の通勤・通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 目標を達成するために行う事業

- (1) 小学校でのバス教室、観光施設でのバス運転士体験会の開催、ギャラリーバスの実施など、バス利用促進のイベントを実施する。合わせてバス利用に関する広報・周知活動を市HP、広報おおむた、公式SNSの活用及び市のイベント時にPRグッズを配布するなど、より幅広い層への周知を図る。
- (2) おおむた「大蛇山」まつり100円バスやバスを利用して観光地へ訪問した人へ記念品を配布するなど、利用促進の取組を実施する。
- (3) 市内を発着する公共交通の利用促進を目的に、継続的な利用と潜在的利用者へアプローチを図るため、大牟田市公共交通デジタルスタンプラリーを実施する。
- (4) 路線バスの乗降調査結果を踏まえた適切な便数やダイヤ等による運行の効率化の検討を進める。
- (5) 免許返納者に対する路線バス使用のPRの強化を図る。

② 実施主体

- (1) (2) 西鉄バス大牟田、大牟田市
- (3) 大牟田市地域公共交通活性化協議会
- (4) 西鉄バス大牟田、大牟田市
- (5) 大牟田市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
運行事業者は、現在当該システムを運行している事業者である。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

大牟田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

以下の手法で情報を収集し、数値指標による評価を実施。

- 全市民の公共交通等の利用に対する満足度
毎年実施する「大牟田市まちづくり市民アンケート」の中に、「公共交通機関に対する満足度」を設定。
- フィーダー補助路線の利用者数
運行事業者へ利用者数を確認。

7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められたシステムの概要

【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

| |
|---|
| 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当なし |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当なし |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 表5を添付。 |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当なし |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |

18. 協議会の開催状況と主な議論

(米の山・黒崎団地線 18 番系統)

大牟田市バス交通対策協議会

- ・平成 28 年 12 月 25 日 (第 19 回) 補助路線の評価を実施
- ・平成 29 年 6 月 26 日 (第 20 回) 平成 30 年度事業生活交通確保維持改善計画に合意
- ・平成 29 年 12 月 22 日 (第 21 回) バス交通対策協議会を平成 30 年 3 月 31 日付で廃止し、4 月 1 日で大牟田市地域公共交通活性化協議会へ機能を移すことについて承認。

(米の山・黒崎団地線 10 番系統、上官線 16 番系統)

大牟田市地域公共交通活性化協議会

- ・令和 2 年 7 月 28 日令和 3 年度地域内フィード-システム確保維持計画 (令和 2 年 10 月から補助開始) について承認

(大牟田市内線 1 番系統)

大牟田市地域公共交通活性化協議会

- ・令和 3 年 6 月 30 日令和 4 年度地域内フィード-システム確保維持計画 (令和 3 年 10 月から補助開始) について承認

(吉野線 57 番系統)

大牟田市地域公共交通活性化協議会

- ・令和 4 年 6 月 27 日令和 5 年度地域内フィード-システム確保維持計画 (令和 4 年 10 月から補助開始) について承認

大牟田市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 30 年 3 月 27 日 大牟田市地域公共交通網形成計画 (案) を承認。
大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正し大牟田市バス交通対策協議会を法定協議会に統合することを確認・承認
平成 30 年度生活交通確保維持計画の変更届出提出について承認
- ・平成 30 年 4 月 23 日 大牟田市地域公共交通網形成計画の届出
- ・平成 30 年 6 月 25 日 平成 31 年度地域内フィード-システム確保維持計画について承認
- ・平成 31 年 1 月 17 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和元年 6 月 26 日 令和 2 年度地域内フィード-システム確保維持計画について承認
- ・令和 2 年 1 月 15 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和 2 年 6 月 28 日 令和 3 年度地域内フィード-システム確保維持計画について承認
- ・令和 3 年 1 月 15 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和 3 年 6 月 30 日 令和 4 年度地域内フィード-システム確保維持計画について承認
- ・令和 4 年 1 月 21 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和 4 年 6 月 27 日 令和 5 年度地域内フィード-システム確保維持計画について承認
- ・令和 5 年 1 月 10 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和 6 年 3 月 29 日 大牟田市地域公共交通計画 (案) について承認
- ・令和 5 年 6 月 26 日 令和 6 年度地域内フィード-システム確保維持計画について承認
- ・令和 5 年 9 月 29 日 令和 6 年度地域内フィード-システム確保維持計画の変更
吉野線 57 番新幹線接続について承認
- ・令和 6 年 1 月 23 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和 6 年 2 月 9 日 令和 6 年度地域内フィード-システム確保維持計画の変更
米の山・黒崎団地線 18 番、米の山・黒崎団地線 10 番、大牟田市内線 1 番の路線見直しについて承認
- ・令和 6 年 6 月 12 日 地域公共交通計画 (令和 7 年度地域公共交通確保維持事業) について承認

19. 利用者等の意見の反映状況

計画の策定にあたり、大牟田市地域公共交通活性化協議会の構成委員に、校区コミュニティ連絡協議会の代表者や市民代表に参画してもらい、住民や利用者の意見を反映させている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大牟田市有明町2丁目3番地
(所 属) 大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課
(氏 名) 中島徳洋、稲荷田健
(電 話) 0944-41-2783
(e-mail) kokkendou-koutsu01@city.omuta.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画運 行日数 | 計画 運行 回数 | 利 便 増 進 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | |
|-------|------------|---|--------------|------|-------|--------------------------|------------|----------------|--------------------------------------|-------------------------------|--------------------|------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準ハデ 該当する 要件 | 補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保 |
| 大牟田市 | 西鉄バス大牟田(株) | [米の山・黒崎団地線18番系統]西鉄大牟田営業所 ～新栄町～黒崎団地前 | 西鉄大牟田 営業所 | 大牟田駅 | 黒崎団地前 | 往 復 7.7km 7.6km | 365日 | 2,125.0回 | | ① | ③ | ③ |
| | 西鉄バス大牟田(株) | [米の山・黒崎団地線 18番系統]大牟田駅～ 新栄町～黒崎団地前 | 大牟田駅前 | 新栄町 | 黒崎団地前 | 往 復 6.6km 6.5km | 365日 | 1,137.9回 | | ① | ③ | ③ |
| | 西鉄バス大牟田(株) | [米の山・黒崎団地線 18番系統]新栄町～手 鎌～黒崎団地前 | 新栄町 | 手鎌 | 黒崎団地前 | 往 復 4.8km 4.7km | 240日 | 480.0回 | | ① | ③ | ③ |
| | 西鉄バス大牟田(株) | [米の山・黒崎団地線10番 系統]西鉄大牟田営業所 ～市立病院～普光寺 | 西鉄大牟田 営業所 | 市立病院 | 普光寺 | 往 復 7.7km 7.7km | 290日 | 1,280.0回 | | ① | ③ | ③ |
| | 西鉄バス大牟田(株) | [米の山・黒崎団地線10番 系統]西鉄大牟田営業所 ～大牟田駅～米の山 | 西鉄大牟田営業所 | 大牟田駅 | 米の山 | 往 復 5.6km 5.6km | 365日 | 2,607.9回 | | ① | ③ | ③ |
| | 西鉄バス大牟田(株) | [米の山・黒崎団地線 10番系統]大牟田駅～ 普光寺 | 大牟田駅 | 普光寺 | 普光寺 | 往 復 5.4km 5.4km | 365日 | 547.9回 | | ① | ③ | ③ |
| | 西鉄バス大牟田(株) | [米の山・黒崎団地線 10番系統]大牟田駅～ 米の山 | 大牟田駅 | 米の山 | 米の山 | 往 復 4.5km 4.5km | 365日 | 1,742.9回 | | ① | ③ | ③ |
| | 西鉄バス大牟田(株) | [米の山・黒崎団地線10番 系統]西鉄大牟田営業所 ～大牟田駅～普光寺 | 西鉄大牟田 営業所 | 大牟田駅 | 普光寺 | 往 復 6.6km 6.6km | 365日 | 757.9回 | | ① | ③ | ③ |
| | 西鉄バス大牟田(株) | [上官線16番系統]ゆめ タウン大牟田～笹林～ 倉掛 | ゆめタウン大牟田 | 笹林 | 倉掛 | 往 復 5.3km 5.9km | 365日 | 1,560.0回 | | ① | ③ | ③ |
| | 西鉄バス大牟田(株) | [上官線16番系統]ゆめタ ウン大牟田～笹林～万田 坑 | ゆめタウン大牟田 | 笹林 | 万田坑 | 往 復 6km 6km | 125日 | 250.0回 | | ① | ③ | ③ |

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画運 行日数 | 計画 運行 回数 | 利 便 増 進 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|-------|------------|--------------------------------------|----------|--------------|----------|------------------------|------------|----------------|--------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|------------------------|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行路線の別 | 基準ハで 該当する 要件 | 補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保 | 基準ハで該 当する要件 (別表7のみ) |
| 大牟田市 | 西鉄バス大牟田(株) | (11) [上宮線16番系統]大牟田駅～笹林～倉掛 | 大牟田駅 | 笹林 | 倉掛 | 往復 4.km 4.km | 365日 | 1,885.0回 | | ① | 補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続 | ③ | |
| | 西鉄バス大牟田(株) | (12) [大牟田市内線1番系統]西鉄大牟田営業所～三池中町 | 西鉄大牟田営業所 | 大牟田駅 | 三池中町 | 往復 5.5km 5.5km | 125日 | 187.5回 | | ① | 補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と通町二丁目にて接続 | ③ | |
| | 西鉄バス大牟田(株) | (13) [大牟田市内線1番系統]西鉄大牟田営業所～久福木団地 | 西鉄大牟田営業所 | 大牟田駅 | 久福木団地 | 往復 7.6km 7.6km | 240日 | 360.0回 | | ① | 補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と通町二丁目にて接続 | ③ | |
| | 西鉄バス大牟田(株) | (14) [吉野線57番系統]西鉄大牟田営業所～新大牟田駅・大牟田病院前 | 西鉄大牟田営業所 | 新大牟田駅・大牟田病院前 | 西鉄大牟田営業所 | 循環 17.9km .km | 365日 | 5,860.0回 | | ① | 補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続 | ③ | |
| | 西鉄バス大牟田(株) | (15) [吉野線57番系統]西鉄大牟田営業所～橋交差点・大牟田病院前 | 西鉄大牟田営業所 | 橋交差点・大牟田病院前 | 大牟田市立病院 | 往復 15.2km 15.2km | 290日 | 2,200.0回 | | ① | 補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続 | ③ | |
| | 西鉄バス大牟田(株) | (16) [吉野線57番系統]大牟田市立病院～橋交差点・大牟田病院前 | 大牟田市立病院 | 橋交差点・大牟田病院前 | 大牟田市立病院 | 循環 14.8km .km | 290日 | 290.0回 | | ① | 補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続 | ③ | |
| | | | | | | .km | | | | | | | |
| | | | | | | .km | | | | | | | |
| | | | | | | .km | | | | | | | |
| | | | | | | .km | | | | | | | |
| | | | | | | .km | | | | | | | |
| | | | | | | .km | | | | | | | |
| | | | | | | .km | | | | | | | |
| | | | | | | .km | | | | | | | |

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|------|
| 市区町村名 | 大牟田市 |
|-------|------|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|---------|
| 人口集中地区以外 | 19,413 |
| 交通不便地域等 | 111,281 |

交通不便地域等の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|---------|--------|-----|
| 111,281 | 大牟田市全域 | 過疎法 |
| | | |
| | | |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|--------------|---------|----------|
| 大牟田市地域公共交通計画 | R5.3.31 | |
| | | |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

令和5年度事業 地域内ファイダーシステム補助スケジュール

| 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|---|--------|-------|------|---------|------------|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| | 計画認定申請 | | | | |
| | 認定 | | | | |
| <p>今回の二次評価対象事業</p> <p>R5年度事業 (地域内ファイダーシステム補助) (事業期間 R4.10.1～R5.9.30)</p>  | | | | | |
| | | | | 補助金交付申請 | |
| | | | 一次評価 | 二次評価 | 交付決定及び額の確定 |
| | | | | 補助金振込 | |

※新型コロナウイルスの影響により申請期間が1ヶ月延長

資料4

令和6年度事業 地域内ファイダーシステム補助スケジュール

| 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|---|--------|-------|------|---------|------------|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| | 計画認定申請 | | | | |
| | 認定 | | | | |
| <p>R6年度事業</p> <p>(地域内ファイダーシステム補助) (事業期間 R5.10.1～R6.9.30)</p>  | | | | | |
| | | | | 補助金交付申請 | |
| | | | 一次評価 | 二次評価 | 交付決定及び額の確定 |
| | | | | 補助金振込 | |

令和7年度事業 地域内ファイダーシステム補助スケジュール

| 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|---|--------|-------|------|---------|------------|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| | 計画認定申請 | | | | |
| | 認定 | | | | |
| <p>今回の申請対象事業</p> <p>R7年度事業 (地域内ファイダーシステム補助) (事業期間 R6.10.1～R7.9.30)</p>  | | | | | |
| | | | | 補助金交付申請 | |
| | | | 一次評価 | 二次評価 | 交付決定及び額の確定 |
| | | | | 補助金振込 | |

赤字: 市町村又は協議会が行うもの
 緑字: 補助対象者(事業者、市町村(有償運送の場合)又は※協議会)が行うもの
 青字: 国が行うもの

資料3